

報 告 書

平成27年3月31日付第201400203363号意見公表の理由は下記のとおりです。

1 調査の内容

(1) 推進員会議の開催

平成26年10月29日より計4回、推進員会議を開催し、調査及び審査を行った。
また、申出者に対する面接調査により、申出者の主張を確認した。

(2) 調査方法及び調査結果

ア 調査方法及び調査項目

下記のとおり。

(ア) 危機管理局危機管理政策課に対する面接調査

- a 県は避難所の設置主体である市町村に対して、どのような指導監督の権限を有するか。
- b 避難所における女性スタッフの配置について県として定めている指針や基準等はあるか。
- c 県は上記の指針や基準を実現するために、市町村にどのような支援をおこなっているか。
- d 県は避難所の実態把握をどのように行っているか。

(イ) 危機管理局危機管理政策課からの資料提出による調査

- a 危機管理局から避難所の設置運営に関する県等の基準や指針（男女共同参画に関する部分）を収集し、内容を確認した。
- b 避難所設置等に関する財政支援に関する資料を収集し、内容を確認した。
- c 過去3年間の避難指示・勧告に基づく避難所開設実績の資料を収集し、内容を確認した。

(ウ) 避難所設置実績のある2市町の防災担当者を訪問しての実情把握

- a 市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルについて
- b 避難所開設の状況と女性への配慮事項や女性スタッフの配置について
- c 避難所開設に関する県の助言や支援について

イ 調査結果

上記により、調査した結果は下記のとおりであった。

① 避難所の設置に関する法的権限【調査項目(ア)-a、(イ)-a】

避難所の設置は、災害対策基本法で市町村が設置することとされている。県には避難所の設置や運営に関して市町村を指導監督する法的な権限はない。

② 避難所における女性等の人権配慮に関する県の指針や基準【調査項目(ア)-b、(イ)-a】

県は、市町村が避難所を設置運営する際に男女共同参画の視点から考慮すべき事項について鳥取県地域防災計画において下記のとおり記述している。

- ・避難所の運営組織に関して「役員への女性の参画に努めるものとする」
- ・避難所の運営に関して「妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討する」「男女両性の視点から運営状況がチ

エックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮する」「女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める」

- ・避難所の要配慮者担当の配置に関して「女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討」

③ 女性の人権に配慮した避難所の設置運営に関する県から市町村への助言や支援

【調査項目(ア)-c、(イ)-b】

a 県は、市町村の地域防災計画が避難所における女性の人権に関して定めた県の地域防災計画を踏まえたものとなるよう、年に数回程度開催される防災担当課長会議等において情報提供や助言を行っている。

b 県は市町村と防災対策研究会を組織して、平成19年2月に「鳥取県避難所機能・運営基準」を策定した。具体的な避難所のモデル事例を示す中で、男女共同参画の視点から考慮すべき事項について下記のとおり記述している。

- ・避難所機能基準に関して、避難居室は乳幼児等への「授乳やオムツ交換等を考え、畳敷きの場所を優先的に設置」、男女更衣室は「着替えなどのプライバシー保護のため、専用居室が確保できない場合は、衝立て場所を設定」、トイレは「仮設トイレ等の災害時のトイレについては、できる限り男女別のトイレを確保」
- ・避難所運営上の注意点に関して、要援護者担当には「女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討」

c 避難所の運営や運営体制の整備に対する財政的な支援として、要した経費の半額程度を市町村に防災危機管理対策交付金として交付している。

④ 避難所の設置に関する県による実態把握 【調査項目(ア)-d、(イ)-c】

a 市町村が避難所を設置した場合に県は市町村から報告を受けている。過去3年間で避難指示・勧告を発令し避難所を設置した事例は3市町の11件で、いずれも24時間以内の短期間の開設であった。

b 避難所を設置した際の現場での声や改善要望が直接県に上がってくる正式な仕組みはないが、一定規模の災害が起きた場合には、県と市町村で現場対応等を含めて振り返りを行っている。

⑤ 避難所の設置運営に関する市町村の実情、担当職員の所感及び市町村間の情報共有

【調査項目(ウ)】

- a 市町村としての避難所の運営マニュアルを現時点では策定していない自治体もある。
- b 避難所は「空振り」の批判覚悟で早期に開設している。開所は自治体職員が行うが、勤務体制もあり必ず女性職員が配置できるか難しい。
- c 避難所設置の初動段階では特段の女性への配慮までは行っていない。避難が長期化した段階で顕在化する問題だと思うが長期避難の事例はない。
- d 長期間の避難所運営は、女性スタッフの配置も含め行政職員だけでは困難であり、自治会やボランティアの参画が必要。女性スタッフ自身の安全確保も含め検討すべきことは多い。
- e 女性を含む防災リーダーの育成は単独市町村では難しいので、県に研修等を主導してもらえれば助かる。

- f 避難所の設置運営に関する個別具体的な情報共有をはかる全県での会議等ではなく、近隣同士や担当者が親しい市町村が情報交換しているものと推察される。

※参考資料

- a 災害対策基本法（抜粋）
- b 鳥取県地域防災計画（抜粋）
- c 鳥取県避難所機能・運営基準
- d 平成26年度鳥取県防災・危機管理対策交付金のフレーム
- e 過去3年間の避難所の設置状況

2 意見公表の理由

県は、鳥取県地域防災計画において、市町村が避難所を設置する際に男女共同参画の視点から考慮すべき事項について、申出の趣旨である「女性スタッフの適正な配置」を含め、詳細に記述している。そして、市町村の地域防災計画が県の地域防災計画を踏まえたものとなるよう、情報提供や助言を行っている。しかしながら、実際に市町村が避難所を設置する際には、女性スタッフの適正な配置等、鳥取県地域防災計画において定められた事項が実現されているとは言い難い状況にある。

その理由としては以下の事項が挙げられる。

- ①避難所開設の際は、「空振り」の批判覚悟で早期に開設するため、必ず女性職員が配置可能となる勤務体制の構築が困難であること。
- ②実際の避難所開設は24時間以内の短期間である場合が多いのに対し、女性スタッフの適正な配置が為されないことによる問題は、避難が長期化した段階で顕在化すると考えられること。
- ③実際に避難所を設置運営する際に生じた問題点等について、市町村単位を超えて情報共有する仕組みが構築されていないこと。
- ④市町村に対する県の助言等は、「市町村の地域防災計画が県の地域防災計画を踏まえたものとなる」ことを目的とするに止まり、市町村が地域防災計画を実行するに際し現実にはどのような問題が生じ、その問題をどのように解決すべきかという具体的な助言には至っていないと考えられること。

避難所の開設実績がある複数の市町村の担当者からは、「1 調査の内容」の(2)イ⑤に記載のとおり、県による情報集約及び市町村に対するフィードバックを期待する意見が寄せられており、一案としては、他府県の災害対応マニュアルを収集し、希望する市町村に配布すると共に検討会を開催する等の方法が考えられる。また、防災リーダー育成研修の主導等に関する県の役割に期待する意見も寄せられている。

以上より、県は、鳥取県地域防災計画という「モデル案」を示すのみならず、これが実現されるよう市町村に対する助言や必要な情報提供を行っていくべきである。県と各市町村が横並びになるのではなく、災害時における女性の人権保護を含む防災対策全体の水準の底上げをする役割を県が担うことを強く期待する次第である。